

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和5年11月28日（火） 午後2時00分から
場所：東広島市消防庁舎 講堂

<次第>

- | | | |
|---|--|-------------|
| 1 | 総合評価落札方式一般競争入札の改正について
（令和6年4月1日以降適用開始） | 【契約課】 …… 1 |
| 2 | 災害実績条件付一般競争入札について
（令和6年4月1日以降適用開始） | 【契約課】 …… 4 |
| 3 | 工事成績条件付一般競争入札について
（令和6年6月1日以降適用開始） | 【契約課】 …… 6 |
| 4 | 災害復旧工事簡素化の見直しについて
（令和6年4月1日以降適用開始） | 【検査課】 …… 8 |
| 5 | 道路河川等維持管理業務における一抜け方式の試行導入について
（令和5年12月1日以降適用開始） | 【契約課】 …… 9 |
| 6 | その他
(1) 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について | 【契約課】 …… 16 |
| 7 | 質疑応答 | |

東広島市

総務部 検査課 TEL082-420-0950
総務部 契約課 TEL082-420-0930

1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達を推進を図るため、令和6年度も引き続き総合評価落札方式一般競争入札を実施する上で、発注工事の見直しや、施工実績を評価するため改正を行います。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅰ型

工事実績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易Ⅱ型

工事実績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 改正点

(1) 東広島市建設工事総合評価落札方式試行要領及び東広島市建設工事総合評価落札方式試行要領第2条第1項ただし書の規定により総合評価落札方式を適用しない工事を定める基準の改正

ア 試行要領を実施要領に改正します。

イ 東広島市建設工事総合評価落札方式試行要領第2条第1項ただし書の規定により総合評価落札方式を適用しない工事を定める基準第2条を改正します。

東広島市建設工事総合評価落札方式試行要領第2条第1項ただし書の規定により総合評価落札方式を適用しない工事を定める基準

改正後	改正前
第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当又はこれらに類する工事（いずれも特殊工法がないもの）は、審査会の審査を経た上で、一般競争入札にすることができる。 (1) 土木一式工事等（水道施設工事、法面工事等を含む。）において施工延長や施工面積を増やした工事 (2) 土木一式工事等において請負対象設計金額が1億円未満の離れた複数の施工箇所が合冊された工事 (3) <u>土木一式工事等において入札不調になった工事を他の工事と合冊した工事</u> (4) 建築一式工事等において鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で、特殊工法がない新築、改築、増築又は改修工事 (5) <u>電気工事、管工事又は機械器具設置工事等</u> において高額な <u>設備機器等</u> を設置し、工事価格の過半が <u>設備機器等</u> の工事	第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当又はこれらに類する工事（いずれも特殊工法がないもの）は、審査会の審査を経た上で、一般競争入札にすることができる。 (1) 土木一式工事（水道施設工事、法面工事等を含む。）において施工延長や施工面積を増やした工事 (2) 土木一式工事等において請負対象設計金額が1億円未満の複数の施工箇所が合冊された工事 (3) 建築一式工事において鉄筋コンクリート構造物で、特殊工法がない新築、改築、増築又は改修工事 (4) 機械器具設置工事において高額な機械を設置し、工事価格の過半が機械の工事

(2) 評価項目及び配点の変更

評価項目	評価基準	令和5年度配点	令和6年度配点
東広島市域内における同種・類似工事の元請施工実績(直近15年間)	東広島市域内における公共団体発注の同種工事の元請施工実績あり	1.0点	1.0点
	東広島市域内における公共団体発注の類似工事の元請施工実績あり	—	<u>0.5</u> 点
	その他	0点	0点

(3) 評価対象年度の改正

地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

4 適用日

令和6年4月1日以降に公告する案件から適用します。

令和6年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
I型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小計			6~10点		6~10点	
I型・II型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均) ※2	3点	○	—	○	—
		(3)建設キャリアアップシステムへの事業者登録 状況	0.5点	○	○	○	○
		(4)当該業種で優良建設工事表彰に該当(直近3 年間) ※3	1点	○	—	○	—
		小計			6.5点	2.5点	6.5点
	3.配置予定技術者の 能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む) ※4	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工 経験の有無(直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※5	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活 用	1点	○	○	○	○
		小計			5点	5点	5点
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2)東広島市域内における同種・類似工事の元 請施工実績(直近15年間) ※1	1点	—	○	—	○
		小計			—	2点	—
	5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無 ※6	2点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制 度)における活動実績の有無(前年度)	0.25点	○	○	○	○
		(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無 (前年度)	0.5点	○	○	○	○
		(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
		(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○
		小計			4.75点	2.75点	3点
6.社会貢献度	(1)障害者雇用の状況 ※7	0.25点	○	○	○	○	
	小計			0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て 良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点) ※8	5点	○	○	○	○	
	小計			5点	5点	5点	5点
合計				21.5~ 31.5点	17.5~ 27.5点	19.75~ 29.75点	17.5~ 27.5点

※1 平成21年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 令和3年度から令和5年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、令和6年5月31日以前に公告を行う案件は、令和2年度から令和4年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点85点以上	3.0
平均工事成績評定点65点~85点未満	3.0×(平均工事成績評定点-65)/20

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 令和3年度から令和5年度までの表彰を評価対象とし、配点は次のとおりとする。

優良建設工事特別表彰(5年連続で優良建設工事表彰) 1.0、優良建設工事表彰 0.5

※4 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※5 3(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※6 加点を行う災害復旧工事の受注実績対象年度は、令和元年度から令和6年度とする。

災害対応活動の配点は次のとおりとする。

10回以上 2.0、5回以上 1.5、3回以上 1.0、1回以上 0.5、協定締結のみ 0.25

※7 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※8 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上での応札者と同様に評価する。

2 災害実績条件付一般競争入札について

1 趣旨

災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を入札参加要件とした災害実績条件付一般競争入札は、令和6年度も引き続き試行します。

2 内容

具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「災害実績条件付一般競争入札について」のとおりです。

発注件数については、次のとおりとし、その他の要件については従来どおりです。

令和5年度	令和6年度
各ランク <u>36</u> 件程度（各ランク各町 <u>4</u> 件以内）とします。	各ランク <u>27</u> 件程度（各ランク各町 <u>3</u> 件以内）とします。

3 適用日

令和6年4月1日以降に公告する案件から適用します。

災害実績条件付一般競争入札について

1 趣旨

東広島市が発注する建設工事について、災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を引き続き試行します。

2 内容

(1) 試行対象工事

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク 27 件程度（各ランク各町 3 件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは、西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

平成30年度以降に東広島市が発注した災害復旧工事（土木一式工事）を 3件以上受注した者とします。

※災害復旧工事は平成30年7月豪雨災害に限りません。また、今後発災した場合、それらを含みます。ただし、応急復旧等業務は含みません。

※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問いません。

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効とします。

3 適用日

令和6年4月1日以降に公告する案件から適用します。

3 工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は令和元年12月以降実施しておりませんが、令和6年度より再開します。

2 内容

具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「工事成績条件付一般競争入札について」のとおりです。

発注件数については、次のとおりとし、その他の要件については令和元年度と同様です。

令和元年度	令和2年度～令和5年度	令和6年度
各ランク <u>27</u> 件程度（各ランク各町 <u>3</u> 件以内）で実施。	災害復旧工事の対応を優先するため、 <u>実施なし</u>	各ランク <u>9</u> 件程度（各ランク各町 <u>1</u> 件以内）とします。

3 適用日

令和6年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和6年度の平均工事成績評定点が令和6年6月1日以降に通知されるため。）

工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札を令和6年度から再開します。

2 内容

(1) 発注対象工事

発注対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク9件程度（各ランク各町1件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

設定要件は次に掲げるとおりとします。

なお、令和3年度から令和5年度までの3か年の平均工事成績評定点を使用します。

設定要件
次の①又は②のいずれかを満たす者
①自社の対象工事の平均工事成績評定点が、65点以上の者
②令和3年度から令和5年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

※令和3年度から令和5年度までの工事成績評定点が1件以上3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点（概算点）とします。

※令和3年度から令和5年度までの平均工事成績評定点は、令和6年6月以降に、令和3年度から令和5年度までに工事成績評定対象工事を1件以上受注した全者に対して、検査課から通知します。その際、対象受注工事が3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点（概算点）を通知します。

※令和6年度中は②にあてはまる者も複数回入札に参加できます。

【参加できない者】

入札に参加できない者は、次に該当する者となります。

参加できない者
自社の対象工事の平均工事成績評定点が、65点未満の者

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効となります。

3 適用日

令和6年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和5年度の平均工事成績評定点が令和6年6月1日以降に通知されるため。）

4 災害復旧工事簡素化等の見直しについて

1 趣旨

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事で実施した工事成績評定等の緩和について、災害復旧に一定の見込みが立ったため、適用期間の見直しを行うものです。

2 内容

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る簡素化として実施してきた緩和措置について、一覧表の適用期間のとおり終了します。

3 災害復旧工事簡素化一覧表

番号	題名	内容	備考	対象工事	適用期間
1	工事成績評定の緩和について	当初請負金額3,500万円未満の災害復旧工事は、工事成績評定の対象工事から除外する。	平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る工事成績評定の対象工事の緩和について	当初請負金額3,500万円未満の災害復旧工事	令和6年3月31日まで
2	中間検査の緩和について	災害復旧工事は、請負金額に関わらず、中間検査の対象工事から除外する。	平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る中間検査の緩和について	災害復旧工事	令和6年3月31日まで

4 適用日

令和6年4月1日以降に公告する案件から適用します。

※ただし、従前の取扱いにより契約済の工事または公告・指名・見積依頼をした工事については、従前の取扱いによります。

※ その他（災害復旧工事に係る復興歩掛及び復興係数について）

令和元年9月から導入している災害復旧工事の「復興歩掛」及び「復興係数」について、現在の不調・不落の発生状況等を踏まえ、継続について検討中です。
決定しだいホームページによりお知らせします。

5 道路河川等維持管理業務における一抜け方式の試行導入について

1 趣旨

市内業者の幅広い受注機会を確保することにより市内経済の好循環を図ることを目的に、道路河川等維持管理業務において一抜け方式による入札を試行的に実施します。

2 一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式です。

3 対象案件

令和6年度 道路河川等維持管理業務

参考：令和5年度道路河川等維持管理業務一覧（令和4年度公告）

No.	業務名	発注単位	業種・認定等級
1	西条町1工区道路河川等維持業務	西条町	土木一式工事 A、B、C
2	西条町2工区道路河川等維持業務		
3	西条町3工区道路河川等維持業務		
4	西条町4工区道路河川等維持業務		
5	八本松町1工区道路河川等維持業務	八本松町	
6	八本松町2工区道路河川等維持業務		
7	志和町1工区道路河川等維持業務	志和町	
8	志和町2工区道路河川等維持業務		
9	高屋町1工区道路河川等維持業務	高屋町	
10	高屋町2工区道路河川等維持業務		
11	高屋町3工区道路河川等維持業務		
12	黒瀬町1工区道路河川等維持業務	黒瀬町	
13	黒瀬町2工区道路河川等維持業務		
14	黒瀬町3工区道路河川等維持業務		
15	福富町道路河川等維持業務	福富町	
16	豊栄町道路河川等維持業務	豊栄町	
17	河内町道路河川等維持業務	河内町	
18	安芸津町1工区道路河川等維持業務	安芸津町	
19	安芸津町2工区道路河川等維持業務		

4 入札方法【現行どおり】

入札参加者の入札方法等の手続きについて、変更点はありません。また、入札者は全ての対象案件に入札する必要はなく、一部の案件のみに入札することもできます。

5 入札公告及び開札順位（別紙「入札公告記載例」参照）

入札公告に「一抜け方式の対象」であることを明示します。
また、開札の順位は、設計金額の高い順に設定します。

6 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、開札順に行います。なお、「入札中止」、「入札者なし」又は「不調」となった場合は、その案件を除外して落札者を決定します。
- (2) 先の案件で落札候補者となった者がその後の案件にも参加している場合は、その入札を保留にして落札候補者を決定し、事後審査を行い、落札者を決定します。落札者の決定により、先の案件で落札者となった者がしたその後の入札は無効として取り扱います。
…別紙「一抜け方式の実施例」例1 例2参照
- (3) 当初入札で不調等になった案件を別の公告によって後日行う場合、当初入札に係る契約者は落札者になることができません。（ただし、後日行う入札において一抜け方式を適用しない場合を除く。）…別紙「一抜け方式の実施例」例3参照
- (4) 一抜け方式により無効となる入札のほかに入札がないときは、既に一抜けした業者でも2件目を落札可能とします。…別紙「一抜け方式の実施例」例4参照

7 その他

本市では、開札後に事後審査を行うことから、一抜け方式による入札は通常の入札よりも落札決定までに時間を要する場合があります、お問い合わせ等にも返答できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

一抜け方式適用
一般競争入札

入札公告

業務（建設工事業者対象）

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（維持管理業務）（以下「共通公告」という。）による。

【一抜け方式適用一般競争入札に係る注意事項】

この業務は、一抜け方式適用一般競争入札である。落札者の決定は、別紙「一抜け方式に関する事項」のとおりとする。

令和 年 月 日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 業務名 令和6年度 道路維持修繕事業ほか 西条町●工区道路河川等維持業務
- 2 業務管理番号 7-105-****
- 3 業務場所 東広島市西条町一円
- 4 業務概要 道路維持修繕工 1式、河川維持修繕工 1式、交通安全施設工 1式、維持管理作業に伴う発生土処分 1式、道路除雪作業 1式、動物死骸処理 1式、仮設工 1式
【対象地区】
西条町〇〇、西条町〇〇〇…
- 5 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 6 予定価格 **, ***, ***円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7 最低制限価格 有り
- 8 建設工事の種類 土木一式工事
- 9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(5)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事			
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要			
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	不要			
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市西条町（昭和49年4月20日前の西条町の区域）に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者			
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	ア	東広島市西条町（昭和49年4月20日前の西条町の区域）に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A、B又はC
			年平均完成工事高	問わないものとする

1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 「保守・除草・清掃等業務委託契約約款」及び「保守・除草・清掃等業務委託契約約款特記事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- (2) 落札者は契約後、次のアからウに留意して業務責任者を配置しなければならない。
 - ア 業務責任者には、資格を求めない。
 - イ 業務責任者の専任性・常駐等については、「技術者等の適正配置について」の2(3)現場代理人の専任性・常駐等についてに準ずるものとする。
※災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。
 - ウ 業務責任者は、保守・除草・清掃等業務委託契約約款第6条第2項に規定する権限を行使できるものでなければならない。
- (3) 落札者は契約後、次のアからエに留意して主任技術者を配置しなければならない。
 - ア 本業務の履行にあたり、建設業法第26条に規定する主任技術者を配置すること。
 - イ 主任技術者は、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること）を有していること。
 - ウ 主任技術者は、業務責任者と兼ねることができる。
 - エ 業務委託料が4,000万円以上となる場合は、主任技術者を専任配置すること。
※災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。
※ 主任技術者には、恒常的な雇用関係（開札日前までに連続して3か月以上の雇用関係にあること）は求めない。
- (4) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(8)参照
- (5) 完全電子案件：共通公告1(9)参照
- (6) 電子くじ実施対象案件：共通公告3C(2)参照
- (7) 本契約においては前払金を請求することができないものとする（保守・除草・清掃等業務委託契約約款 参照）。
- (8) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における業務委託料の支払限度額は次のとおりとする。
 - 令和5年度 0円
 - 令和6年度 残額
- (9) 部分払：各年度における請求できる回数は次のとおりとする。
 - 令和5年度 0回
 - 令和6年度 〇月、〇月、〇月、その他〇回以内とする。

1 1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

1 2 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和〇年〇月〇日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日	質問書（様式第7）により〇〇〇〇課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和〇年〇月〇日 (午前9時～午後5時) 及び 令和〇年〇月〇日 (午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和〇年〇月〇日 午前〇時〇分	電子入札室（本館4階）で行う。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1 3 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）

一抜け方式に関する事項

本件は、一抜け方式を適用する入札案件である。

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより、順次その後の案件の落札者を決定する入札方式である。

本件と同一日に入札に付す一抜け方式の対象案件は、次表（一抜け方式対象案件一覧表）のとおりとし、取扱いは次のとおりとする。

一抜け方式対象案件一覧表

落札決定 順位	管理番号	件名
1		
2		
3		
4		

- 1 落札者の決定は、落札決定順位欄に記載の番号順に行う。
- 2 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効とする。ただし、一抜け方式により無効となる入札のほかに入札がない場合は、この限りではない。
- 3 一覧表内の一部の入札案件を中止した場合は、当該中止案件はなかったものとみなして、落札決定順位を繰り上げ、入札手続きを続行する。ただし、入札の公正性を阻害するおそれのある場合は、入札及び契約の手続きを中止する場合がある。
- 4 一抜け方式における一部の入札が入札中止又は不調等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札をこの公告と別の公告によって後日行うことがある。この場合、この公告の入札に係る契約者は後日行う入札の落札者になることができない。

<再入札の場合は、次の記載を追加する。>

- 5 令和〇年〇月〇日に公告した次の工事又は業務の契約者がした入札は無効とする。

管理番号	件名

例1 全案件で競争が成立したとき

(単位：千円)

業者名	案件①		案件②		案件③	
	落札候補者	予定価格 30,000	保留	予定価格 28,000	保留	予定価格 25,000
A	落札候補者	29,000	保留	27,000	保留	24,000
B		29,200	落札候補者	27,200	保留	24,200
C		29,400		27,400	落札候補者	24,400
D		29,600		27,600		24,600
※案件①→②→③の順に開札。 ※先の案件で落札候補者となった者のその後の入札は保留にして落札候補者を決定し、事後審査を行います。						
↓						
A	落札者	29,000	無効(一抜)	27,000	無効(一抜)	24,000
B		29,200	落札者	27,200	無効(一抜)	24,200
C		29,400		27,400	落札者	24,400
D		29,600		27,600		24,600

※事後審査が終わり落札者を決定したので、保留にしていた入札は一抜け方式により無効とします。

例2 第一候補者が事後審査で失格になったとき

(単位：千円)

業者名	案件①		案件②		案件③	
	落札候補者	予定価格 30,000	保留	予定価格 28,000	保留	予定価格 25,000
A	落札候補者	29,000	保留	27,000	保留	24,000
B		29,200	落札候補者	27,200	保留	24,200
C		29,400		27,400	落札候補者	24,400
※案件①→②→③の順に開札。						
↓						
A	失格	29,000	落札候補者	27,000	保留	24,000
B	落札候補者	29,200	保留	27,200	保留	24,200
C		29,400		27,400	落札候補者	24,400
※案件①：Aが事後審査で失格となったため、審査対象者をBに変更します。 ※案件②：案件①で失格となったAがBよりも審査順位が高いため、審査対象者をAに変更します。 ※案件③：Cが事後審査に合格していても、開札順に落札者を決定するため、まだ落札決定にはなりません。						
↓						
A	失格	29,000	落札者	27,000	無効(一抜)	24,000
B	落札者	29,200	無効(一抜)	27,200	無効(一抜)	24,200
C		29,400		27,400	落札者	24,400

※案件①：Bが事後審査に合格したため、落札者に決定します。

※案件②：Aが事後審査に合格したため、落札者に決定します。

※案件③：案件①、②が落札決定したため、Cが落札者に決定します。

例 3 当初入札が不調になった案件の再入札

(単位：千円)

業者名	案件①		案件②		案件③	
	予定価格	30,000	予定価格	28,000	予定価格	25,000
A	落札者	29,000	無効(一抜)	27,000	無効(一抜)	24,000
B		29,200	落札者	27,200	無効(一抜)	24,200
C		29,400		27,400	最低制限価格未滿	
D		29,600		27,600	最低制限価格未滿	

※案件①→②→③の順に開札。

↓ 再入札

業者名	案件③その2	
	予定価格	26,000
A	参加不可	
B	参加不可	
C	落札者	25,000
D		25,200
E		25,400

※案件①又は②で落札者となった者(A、B)は、当初入札で不調となった案件③の再入札(案件③その2)には入札できません。なお、入札した場合は無効とします。

※Eのように当初入札に不参加でも再入札から参加することは可能です。

例 4 一抜け対象のほかに入札がないとき

(単位：千円)

業者名	案件①		案件②		案件③	
	予定価格	30,000	予定価格	28,000	予定価格	25,000
A	落札者	29,000	無効(一抜)	27,000	落札者	24,000
B		29,200	落札者	27,200		24,200
C		29,400		27,400	不参加	
D		29,600	不参加		不参加	

※案件①→②→③の順に開札。

※案件③の入札者(A、B)は、案件②までに一抜けした者のみであるため、案件③は既に一抜けした業者でも落札可能とします。

6 その他

(1) 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について

趣旨

災害からの復旧・復興に迅速に対応することを目的とした、災害復旧工事の受注意向申し出に係る制度（令和2年1月16日から適用）について、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）も引き続き適用する予定です。

●災害復旧工事の受注意向申し出に係る制度の概要等

①制度概要

災害からの復旧・復興のさらなる迅速化を図るため、入札不調となった災害復旧工事について、受注意向の申し出のあった事業者の方と随意契約を締結するものです。

②受注意向の申し出方法

受注意向のある事業者の方は、案件ごとに設定する提出期限までに、契約課へ「受注意向申出書」（別紙①参照）により、受注意向のある旨を申し出てください。

なお、提出方法は、持参またはFAXとします。

③対象工事

令和元年度以降に一般競争入札にて入札不調となった災害復旧工事。（過年度発生災害だけでなく今後発生する災害に係る復旧工事も対象とします。）

④対象者

次に掲げる要件を全て満たしている事業者の方を対象とします。

- ア 令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種が土木一式工事
- イ 営業所所在地が東広島市内に主たる営業所かつ本店
- ウ 案件ごとに記載された認定等級

⑤選定方法

申し出のあった事業者を候補者として決定し、随意契約に係る手続きを行います。（申し出者が2者以上の場合には、競争見積を行います。）

候補者を決定した際には、電子入札システム又はFAXにて見積依頼をします。見積依頼書に記載された提出期限までに、次の提出資料を提出してください。

- ・見積書（提出方法については、随意契約締結に係る事務取扱要領による）
- ・積算内訳書（競争見積の場合）

⑥その他

受注意向申出書、受注意向申し出対象災害復旧工事、申し出要件、設計図書等については、東広島市総務部契約課ホームページに掲載します。

【ホームページ掲載場所】

契約課ホームページ＞7 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(随意契約見積依頼)
＞災害復旧工事受注意向申し出について

東 広 島 市 長 様

住 所 :

商号又は名称 :

氏 名 :

印

受 注 意 向 申 出 書

次の案件について、受注の意向がある旨を申し出ます。

工事管理番号 _____

工 事 名 _____

提出及び問い合わせ先：東広島市総務部契約課工事契約係

電 話：082-420-0930

F A X：082-431-0077